



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q コロナ禍もそろそろ終わりになりそうです。雇用調整助成金で随分と助かった会社がありました。そのせいで雇用保険料が上がるそうですね。くわしく知りたいです。

A 令和4年度は、一般の事業の労働者負担は3/1000でしたが、9月から5/1000になり、令和5年度の4月からは6/1000と、給与計算担当者にとって目まぐるしい年でした。

保険料が上がる理由は、雇用調整助成金を支給したために原資が枯渇し保険料率を上げざるを得なくなったということです。令和5年度の雇用保険料率は下記の通りです。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
R4年10月～	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産等	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
R4年10月～	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000
R4年10月～	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

(下段はR4年10月～R5年3月の雇用保険料率)

令和3年と令和5年の4月と比べると、労働者負担は倍の6/1000になり、この表には書かれていませんが、事業主負担は6/1000⇒9.5/1000にUPしています。事業主負担のうち雇用保険二事業の保険料率は3.5/1000と変わりませんが、「失業給付・育児休業給付の保険料率」が3/1000⇒6/1000の倍になっています。雇用調整助成金によって、企業は売上が落ちて給料を払い続けることができ、失業防止に効果がありました。一方で情報通信などのデジタル分野や介護、医療と言ったサービス需要が拡大する産業への人材移動を阻害したともいわれています。

雇用調整助成金の特例は3月で終わりますが、支給総額は6兆円を超え、本来の雇用調整助成金の財源では足りず、失業給付の積立金からの借入れや一般会計からの繰り入れも行われたそうです。雇用保険料がアップするのも仕方ないでしょう。

Q 出産時にもらえるお金が増えるそうですね。いつからいくら位になるのでしょうか？

A 日本の少子化が想定を超えて進んでいるそうです。そのため、少子化対策を真剣にとらなければならないという意識が政府の中にでき様々な議論が始まり、「こども家庭庁」が令和5年4月1日に設置されます。

しかし、コロナ禍により出生率は下がり令和4年の1年間の出生数は初の80万人割れとなり、危機的状況となりました。

公的医療保険の被保険者や被扶養者で、出産された方には(妊娠4か月以上の早産・死産・流産・人工妊娠中絶でも)「出産育児一時金」が支給されます。今年の3月末までは1人42万円であった支給額が4月1日から50万円になります。

支給を受け取るには次の3つの方法があります。

「直接支払制度」

- ・支給額の相当分、出産費用として医療機関で支払う金額が減額。協会けんぽ等への手続きが基本的に不要。

「受取代理制度」

- ・支給額の相当分、出産費用として医療機関で支払う金額が減額。出産前に協会けんぽ等への手続きが必要。

「償還払い制度」

- ・出産費用の全額を一度支払った後、協会けんぽなどに手続きをすることで支給額を受け取ることができる方法。

一般的に「直接支払制度」の病院が多いので、妊産婦が直接お金の出し入れをすることがなく、便利になっています。

出産費用の平均は約52万円(令和元年)で、しかも年々上がっています。直接払制度や受取代理制度を利用したとしても、いくらかは不足分を支払うことになりそうです。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

Tel 043-273-5980